

(別添資料2)

令和6年度雲仙天草国立公園雲仙諏訪ノ池博物展示施設多言語化展示更新業務
に関する企画書等審査基準及び採点表

委員名

提案者名

企画書 作成項目	審査項目	審査基準	配点		採点	
				小計		
業務に対する 理解度 (様式A)	雲仙天草国立公園及び本業務の目的に関する知見、理解度	雲仙天草国立公園の特性や諏訪の池ビジターセンターの展示内容についてよく理解し、訪日外国人へ島原半島地域の特徴や国立公園の魅力を伝える必要な条件について提案されているか、公園利用者の別の地域への訪問意欲を喚起するために必要な条件について提案されているかについて評価する。	20	20		
実施方法等の 提案 (様式B) ①既存展示の多言語化 ②実写による映像コンテンツの制作 ③映像放映機材及び星空ドームシステムの設置	①1) インフォメーション	既存のインフォメーション機能を踏まえ、必要な機能追加の提案がなされているか、訪日外国人にもわかりやすい多言語化の手法がとられているか、維持管理費の削減に資する展示改修手法が提案されているかについて、評価する。	10	85		
	②2) 諏訪の池の自然	既存の自然情報の内容を踏まえ、必要な情報の更新の提案がなされているか、訪日外国人にもわかりやすい多言語化の手法がとられているか、維持管理費の削減に資する展示改修手法が提案されているかについて、評価する。	20			
	①3) 諏訪の池の天体	既存の自然情報の内容を踏まえ、必要な情報の更新の提案がなされているか、訪日外国人にもわかりやすい多言語化の手法がとられているか、維持管理費の削減に資する展示改修手法が提案されているかについて、評価する。	20			
	②内容と撮影手法、撮影時期	コンテンツが公園内の自然景観を魅力的に紹介する内容となっているか、撮影手法は妥当か、撮影時期は適切な時期に計画されているかについて評価する。	20			
	③放映機材、システム、	放映機材や星空ドームシステムは、作成する映像コンテンツを効果的に伝える機能を備えているか、施設の利用動向を考慮されたものとなっているか、既存展示スペースに導入可能な機材となっているか、維持管理に関わる要素が考慮されたものとなっているかについて、評価する。	15			
業務実施フロー (様式C)	業務遂行の確実性	業務が無理なく実施できるか、支援業務のスケジュールを理解しフローに適切に反映されているかについて評価する。	20	20		
業務実施体制(管理技術者) (様式D-1)	技術力	専門技術者の能力、実績等	予定配置技術者について、業務経験の内容等を評価する。	10	15	
	専任性	手持ち業務量	令和6年6月11日(公示日)現在の手持ち業務量が10件以上を0点とする。	5		
業務実施体制(業務従事者) (様式D-2)	配置、役割分担等	業務の実施に必要な人員体制が整っているかを評価する。	10	10		
業務実績 (様式E)	過去5年間に従事した公共施設における映像展示制作を含む工事または業務の実績	業務実績、内容及び件数を考慮し、評価する。	10	10		

見積価格・積算内訳 (経費内訳書)	提案内容に対する価格の妥当性	15	25	
	積算内訳の妥当性	10		
説明能力	企画提案会における説明能力等	5	5	
組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況(様式F)	事業者の経営における主たる事業所(以下「本社等」という。)でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等していること。	5	5	
組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、ユースエール認定等)の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 ○ 女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等) ・プラチナえるぼし(※1) 5点 ・えるぼし3段階目(※2) 4点 ・えるぼし2段階目(※2) 3点 ・えるぼし1段階目(※2) 2点 ・行動計画(※3) 1点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ○次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定) ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定(新基準※4) 3点 ・くるみん認定(旧基準※5) 2点 ※4 新くるみん認定(改正後認定基準(令和4年4月1日施行)により認定) ※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定) ○若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点	5	5	
合計		200点		

- 注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等是不合格として、選定対象としないことがある。
2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

- ・秀
- ・優
- ・良
- ・準良
- ・可
- ・不可

